

諏訪東京理科大学公立化等検討有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 諏訪東京理科大学を存続させるため、公立化を含めた今後のあり方等を検討するにあたり、外部有識者等から意見を聴取するため、諏訪東京理科大学公立化等検討協議会（以下「協議会」という。）に、諏訪東京理科大学公立化等検討有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(委員)

- 第2条 有識者会議は、委員30名程度をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、協議会会長が委嘱する。
- (1) 産業関係者
 - (2) 教育関係者
 - (3) 議会議員
 - (4) その他協議会会長が必要と認める者
- 3 有識者会議は、前項の委員のほか、必要に応じ、オブザーバーを設けることができる。

(委員の役割)

- 第3条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。
- (1) 諏訪東京理科大学の公立化に関する事
 - (2) 魅力ある大学づくりに関する事
 - (3) 前2号に定めるもののほか、諏訪東京理科大学を存続させるために必要な事項

(任期)

第4条 委員の任期は、協議会会長が委嘱した日から第3条に掲げる事項の検討が終了する日までとする。

(委員長)

- 第5条 有識者会議に委員長を置き、委員が互選する
- 2 委員長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 有識者会議の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、学校法人東京理科大学及び茅野市において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月18日から施行する。